



格安をうたう家具や家電品等の模倣サイトにご注意！

(相談事例)

インターネットで、掃除機を探していると、有名な家電メーカーの商品が格安で売られているサイトを見つけ注文した。その後、商品到着予定日を過ぎても届かなかった。メーカーのお問い合わせ窓口にお問い合わせしたところ、「そのような格安での販売はしていない。」と言われた。

(アドバイス)

- ◆有名なメーカー等のWebサイトに非常によく似た作りで、正規サイトの価格よりかなり安く商品を販売する模倣サイトによるトラブルが増えています。
- ◆安くはないから正規だとは言えませんが、あまりにも安い場合は購入を控えるなど、注意が必要です。
- ◆「購入する」をポチっとする前に次のような不審なことがないかチェックしましょう。
 - ☐サイトURLの表記がおかしい。(正規サイトのURL表記と少しだけ異なっている、正規サイトと同じURLの前後に別の文字が追加されている等)
 - ☐文章の表現がおかしい。
 - ☐事業者の住所の記載がない。または、住所の記載はあるが、場所を調べてみると畑や田んぼ、個人宅になっている。

クレジットカードの支払い方法が、気づかないまま「リボ払い5,000円コース」の設定だった!?

(相談事例1)

6年前に契約したクレジットカードを利用していた。先日、毎月の支払残高が増えていることが判明した。自分は全く気づかなかったが、「リボ払い5,000円コース」の設定になっていた。

(アドバイス)

- ◆今回の事例は、クレジットカードを解約して、支払残高を一括返済しました。「リボ払い5,000円コース」の設定を解除するだけでは、支払残高は1回払いにはなりません。設定を解除するまでに生じたリボ払い(リボルビング払い)は、カード会社への返済が終わらないうちは、支払残高として残ります。支払残高の繰り上げ返済をする場合には、クレジット会社に問い合わせ、必要な手続きを申し出ましょう。
- ◆クレジットカードの支払方法には、「一括払い」「分割払い」のほかに、「リボ払い」があります。リボ払いは、利用金額や回数に関わらず、毎月同じ金額を支払います。リボ払いは、月々の支払いを一定額に抑えられる反面、支払い期間が長期化し、手数料がかさむことがあるので注意が必要です。
- ◆リボ払いと気づかないまま利用し続けることがないよう、毎月、利用明細の内容を確認しましょう。電子明細であっても定期的に確認しましょう。次のようなことに気づいた時には、「リボ払いになっていないか」すぐにカード会社に問い合わせてみましょう。
 - ☐ 支払残高欄に金額の記載がある。
 - ☐ カードの利用金額以外に手数料の記載がある。
 - ☐ カード利用額に比べ、請求金額が少ない。
- ◆困った時には、お住まいの市町村の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談しましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)	福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)
北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可)	久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日でも相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します